

議案第十六号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

別紙のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自

治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を
求める。



昭和四十三年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾参年参月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三郡町条例第 号

三郡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三郡町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三郡町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四等級」を「五等級」に改める。

別表第一及び別表第三を次のように改める。

別表第一

行政職給料表等級別標準職務表

職務の等級	職務内容
一等級	課長又はこれに相当する職務
二等級	課長補佐又はこれに相当する職務
三等級	係長又はこれに相当する職務
四等級	主事若しくは技師又はこれに相当する職務
五等級	主事補若しくは技師補又はこれに相当する職務

別表第三

行政職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—— 円	—— 円	27.900円	23.900円	17.600円
2	46.100	36.100	29.600	25.200	18.400
3	48.600	38.400	31.400	26.500	19.200
4	51.100	40.700	33.400	27.900	20.000
5	53.600	43.000	35.400	29.400	20.900
6	56.100	45.400	37.500	31.000	21.900
7	58.600	47.800	39.600	32.800	22.900
8	61.100	50.200	41.700	34.600	23.900
9	63.600	52.600	43.800	36.300	24.900
10	66.100	55.000	45.900	38.000	25.900
11	68.500	57.100	48.000	39.700	27.000
12	70.900	59.200	50.000	41.300	28.100
13	73.200	61.300	52.000	42.900	29.200
14	75.500	62.900	53.900	43.900	30.300
15	77.600	64.300	55.300	44.900	31.200
16	79.700	65.500	56.500		32.000
17	81.500	66.600	57.600		32.800
18	83.300	67.700	58.600		
19		68.800	59.600		
20			60.600		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(職務の等級の切替え)

2 改正前の三訓町職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)(別表第一に掲げる職務の等級を附則別表第一の上欄とし、改正後の同条例(以下「改正後の条例」という。)(別表第一に掲げる職務の等級を下欄として、改正前の条例の適用を受ける者の改正後の条例施行後の職務の等級の格付けは、それぞれ上欄に掲げる職務の等級に対応する下欄の職務の等級に切替えるものとする。

(号給等の切替え)

3 前項の規定による職務の等級の切替えにともない、改正前の条例別表第三に掲げる号給並びに給料月額を次の各号により改正後の条例別表第三に掲げる号給並びに給料月額に切替えるものとする。

一 切替え後の職務の等級の一等級又は二等級の者にあつては、附則別表第二に掲げる

それぞれの等級の切替日の前日に受けていた給料月額に対応する号給

- 二 切替え後の職務の等級の三等級から五等級までの者にあつては、それぞれ当該職務の等級における切替日の前日に受けていた給料月額と同じ額の号給

(昇給期間の短縮の特例)

- 4 前項の規定により決定された号給の最初の三階級職員の給与に関する条例第四条第七項の規定による昇給の昇給期間については、次の各号に定める期間を短縮するものとする。

- 一 前項の規定により号給が決定された場合（同項第一号の規定により当該号給に決定されることとなる号給が二ある場合を除く。）においては、その者の切替日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間

- 二 前項第一号の規定により号給が決定された場合で、当該号給に決定されることとなる号給が二ある場合の上位の号給にある者は、切替日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間に六月を加算した期間（その期間が切替日をこえるときは、切替日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間を短縮した後、次期昇給期間に六月）

三 前項第一号の規定により号給が決定された場合で、当該号給に決^定されることとなる号給が二ある場合の下位の号給にある者は、切替日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間

ただし、前項第一号の規定により切替えられた号給が、直近上位の額の号給の一
号給上位の号給である者は、切替日の前日における号給を受けていた期間が六月を
こえる場合に限る三月

附則別表第一

職務の等級	一等級	二等級		三等級	四等級
職務の内容	課長の職又はこれに相当する職	係長の職又はこれに相当する職		吏員の職又はこれに相当する職	吏員以外の職又はこれに相当する職
職務の等級	一等級	二等級	三等級	四等級	五等級
職務の内容	課長又はこれに相当する職務	課長補佐又はこれに相当する職務	係長又はこれに相当する職務	主事若しくは技師又はこれに相当する職務	主事補若しくは技師補又はこれに相当する職務

職務の等級	切替え前		切替え後	
	号給	給料月額	号給	給料月額
一 等 級	9	52.600円	5	53.600円
	10	55.000	6	56.100
	11	57.100	7	58.600
	12	59.200	8	61.100
	13	61.300	9	63.600
	14	62.900	9	63.600
	15	64.300	10	66.100
	16	65.500	10	66.100
二 等 級	11	48.000	8	50.200
	12	50.000	9	52.600
	13	52.000	9	52.600
	14	53.900	10	55.000
	15	55.300	11	57.100
	16	56.500	11	57.100
	17	57.600	12	59.200
	18	58.600	12	59.200